

## 市の説明会で質問できなかった質問内容

昨年 11 月 21 日と 12 月 2 日の両日、天神山地域の市教育委員会の説明ありがとうございました。特に 12 月 2 日の時には、時間延長も含め対応していただきご苦労様でした。閉会の時に『今回で説明会は終わりではありません』と表明されていたので質問できなかった項目について文書で提出させていただきます。私たちは役所へ出向きお答えを聞き、一定のやりとりをさせていただきたいと思っていますので、都合の良い日時を指定していただきますようお願いいたします。

小中学校のことを考える会 天神山

### 質問項目

#### I、施設一体型の小中一貫校になれば、下記の事が問題になると考えます。

#### 回答して下さい。

1. 中学生がテストの時（特に中3は年間20日程度）小学校のチャイムはどうするのですか。英語ヒヤリングテストの際、小学生の休憩時間と重なるときはどうするのですか。
2. スクールバスを採用されると考えた場合スクールバス内の子どもたちの安全管理は、いじめなどの事例が起こっても、大人は運転手のみで対応できない。教職員を乗せるとなると超過勤務となり「働き方改革」に反するのではないですか。行事のたびにダイヤを組み替える必要がある。また、曜日、学年によって下校時間が変わる。このようなことに子どもは対応が難しいのではないのでしょうか。
3. 使用目的や学習内容、体格が違うため。保健室、図書室、理科室、調理室など特別教室、体育館は、小学生用、中学生用と2つずつ必要と考えます。どうお考えですか。
4. 小中で校舎は当然わけると思われますが、別けられるのですね。
5. 体育館・小学校は音楽会や学習発表会、卒業式練習で2～3週間連続して使用する。
  - ・中学校は毎日部活動で使用。特に秋春は大会のため練習したい。
  - ・これらの調整をどうするのですか。
6. 運動場・中学校は放課後 毎日部活動で、使用したい。
  - ・小学生は放課後は遊べないのですか。学童保育の子の使用はどうなるのですか。
  - ・中学校のテストの最終日は部活動をします。小学校の授業が終わるまで待たなければならない。これらの事をどのように考えますか。



7. 運動会（小学校）と体育祭（体育大会）との違いはどう考えますか。

- ・小中合同にすると出番が少なくなり、見るだけの種目が増え盛り上がりがない。
- ・練習に小学校は時間が必要。中学校はクラス対抗の種目が多くなるのが現状。
- ・小学校では「親に見てもらおう」目的。中学校は「見てもらおう」目的ではない。これらの違いをどうされるのですか。

8. 中学校教員が小学校へ行き教科担任制を実施する可能性がある。 ]

- ・小学校教員が中学校で部活動顧問となる可能性がある。
- 双方共に労働強化になり「働き方改革」に反するのではないですか

9. 中学校の制服や中学校の規則が小学校におりてくるのではないですか。

管理主義、受験至上主義、定期テスト化などとなりはしませんか

10. 中学校の部活動に小学生を入れることについて、次の課題についてどう考えますか。

- ・体力的についていけない
  - ・宿題や持ち物忘れが急増 時間的に宿題できない可能性がありますか。
  - ・大会前の中学生と、遊びの延長の小学生とのモチベーションの違いがあります。
  - ・小学生にとって部活動中の先輩・後輩の関係が理解できないのではありませんか。
- 以上お答えねがいます。

11. 授業内容については、小学校は小学校の教育課程を、中学校は中学校の教育課程を  
ていねいに指導することが必要条件です。

- ・学年を下げての教育内容の「先どりや前倒し」はしないことがもとめられています。こんなことをすれば子どもに過度な負担を強いることになり、学力はますます低下する可能性大と思われま。

これらのことを、どのように考えますか。お答えください

12. 給食は自校式ですか。

13. 統廃合問題について教育委員会の方々は同じ考えですか。市長と教育長のみの考えで進められているように感じますが。教育委員の方々も同じ考えですか。

## II、市民説明会で「住民の声を聞く」ということについて

1. 市の説明会では市の計画案への反対が大多数だったと思いますが、このことをどうとらえていますか。

2. これだけ反対が多いのだから「白紙撤回」しかないと考えますが。

住民の声を聞くことが大事というなら「白紙撤回」しかないと考えますが、なぜそうならないのですか。住民の声的大事にされていないのではないですか。

3. 地元の声という時の「地元」とは誰ですか。具体的お答えください。

4. 今後どうしたいのですか。地元アンケートなどで地元の意志を確認しないのですか。

市長選が終わり、引き続き永野氏が市長を続けられることになりましたので、以下の質問をいたします。

①1946年11月3日公布、1947年5月3日施行された「日本国憲法」に基づき、1947年に公布・施行され、2005年に「改訂」された「教育基本法」には、前文「我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、わが国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。」とあり、続く本文は18条からなり、

第一章 教育の目的及び理念（教育の目的）第一条 教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない

（教育の目標）第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。（第三条以下省略）

とあります。

ここには、文部科学省の「公立学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」の「学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になる。」の「切磋琢磨する」概念はありません。「切磋琢磨」は教育基本法の目的と目標にはない概念です。

「切磋琢磨」とは「切－刻む・磨く」「磋－磨く・励む」「琢－打つ・玉を磨く・学問を磨く」

「磨－磨く・励む」であり、元々は旧石器時代の磨製石器づくりから出てきた用語ですが、孔子の「詩経」に由来し、今日では「友人や仲間同士が互いに励まし、時には競争しあい向上していく」・「学問や道徳、技術等を互いに努力を重ねて一層磨き上げ向上する」等の意味があります。しかし、漢字検定では、一級相当の「大学・一般レベル」の難解な四字熟語であり、小中学校で教える熟語ではない、としています。

更に学校では、「競い合う」ことはあっても「競争－競い争う」という言葉は、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として」とある「教育の目的」にふさわしい概念ではありません。

「切磋琢磨」の本質は「競争至上主義」を小中学校に持ち込み、「勝ち組」「負け組」をつくり、負け組になるのは「自己責任」とする「弱肉強食」を持ち込むものだ、と考えます。

「切磋琢磨」は、大学生や社会人には必要かもしれませんが、少なくとも義務教育には必要のない概念だと考えますが、委員会の見解をお尋ねいたします。

②岸和田市は、「公民協働推進市政」を宣言し、住民との協働で、まちづくりを推進していますが、今回の適正案は、その宣言に基づいていますか。

「公民協働推進市政」宣言は、

岸和田市では、次の3つを協働の基本原則として、市民と行政による協働のまちづくりを推進していきます。

#### 住民自治の原則

市民の一人ひとりがまちづくりに主体的・自主的に関心を持って参加・決定し、市民と行政がお互いに力を合わせてまちづくりを推進していくこと。

#### 補完性の原則

住民ができることは住民が、住民ができないことは市町村が、市町村ができないときは、都道府県が担うというように、それぞれ自分たちのできることを責任もって行い、お互いにカバーし合うこと。

#### 持続性の原則

限りある資源・財源を、受益と負担のバランスを考えながら、将来のまちづくりも見据えた中で、活用すること。

この3つの原則に基づいて、市民と行政の協働のまちづくりを推進していきます。

そのためにも事業の検討段階から実施、評価に至るまで、市民と行政が互いに連携・協力しながら、市民自治都市の実現に向け、互いに取り組んでいくことが必要となってきます。

とあります。「まちづくりは、市民と行政が協働で取り組む」としています。

「適正化案」は市教委側から市民への提案ですから、その案作りの過程に住民が参加していませんから、提案は決定事項ではありませんから、不可とまでは言えないと考えます。

しかし、教育長は、12月4日の「常盤校区説明会」において、「実施計画（案）の「案」が取れる状況というものは、どのような状況だと想定しているのか。」との質問の回答として、「最も望ましいのは、協議を進める中で課題を解決し、教育委員会と地域・保護者の両者が合意した上で成案化を図ることである。仮に、今後の協議の中で、教育委員会の考え方と、地域の皆様の考え方が平行線になった場合、市長と教育長が責任をもって判断するが、今後予算を伴う事項もあるため、最終的には市議会の判断を仰ぐことになる。仮に予算を承認いただけただけの場合、そのタイミングが成案化のタイミングになると想定している。」と回答しています。

教育長は「教育委員会の考え方と、地域の皆様の考え方が平行線になった場合」を想定しています。もちろん教育委員会は市一般行政からは独立していますから、「公民協働推進市政」宣言に必ず制約されるとまでは言えませんが、市一般行政の責任者である市長は「公民協働推進市政」宣言を尊重する立場ですから、総合教育会議に委員会側から「地域住民と平行線になった適正化案」が提案された場合は、市長がそれを認めないことになり、市議会の判断を仰ぐ事態にはならない。と考えますが、委員会の見解をお尋ねいたします。

③「子育て世代にとって魅力ある岸和田市」を目標としている市の行政にふさわしい適正規模適正配置計画になっていますか。

岸和田市の人口は「自然減を上回る社会減」で人口減少が進行しています。そしてその社会減の主な世代は「子育て世代の30歳代」であることが、説明会での教育長の発言からも明らかになっています。

説明会での市民側からの質問や提案には、「幼保再編に係る説明会にも参加したが、子どもの数が少なくなる中で、幼保一元化や小・中学校の統廃合といった取組を進めていくと、岸和田市で子どもを育てたいと思う人が減ってしまう。市のめざすべき方向性と逆行しているように感じている。(12月4日常盤小学校区説明会)」と、今回の適正化案は、「子育て世代の30歳代」をますます流出する案ではないかとの質問や、同様の質問が他の説明会場でも出ているのに対し、「教育委員会としては、小規模化による課題を解消する必要があるという認識のもと、子どもたちにとってより良い教育環境を保障するため、今回の地域説明会をスタートとして、私どもと一緒に考えていただきたいという趣旨で説明会を開催し、説明を行っている。意見をいただく中で、すぐに計画を変えていくというつもりはないが、教育委員会の考え方を十分に説明し、地域や保護者の皆様のご意見も十分に伺う中で、子どもたちの教育環境にとって、より良い計画をつくっていきたいと考えている。(12月4日常盤小学校区説明会)」等と回答しています。つまり、「子育て世代の30歳代をますます流出する案ではないか」との質問に対し、「そうではない」と回答していません。「そうではない」と回答できる自信がない、「そうではない」と回答できる案ではない、と推測しているのではないかと推測します。適正化案は「子育て世代の流失を加速させる案に他ならない」と考えますが、委員会の見解をお尋ねいたします。

④小規模校に問題がありますか。

適正化案で廃校予定にされている 6 つの小学校の説明会では、市民側から、多種多様な内容で「今回の提案には賛成できない。小規模校でなぜ悪いのか、とてもいい学校ではないか」旨の発言が相次ぎ、賛成的発言は廃校予定ではない常盤小学校説明会（12 月 4 日）での「通学区の見直しにより、学校までの通学距離が短くなることは望ましいことだと思う。」だけしか 430 の質問意見の中にはありませんでした。これらに対する委員会側の回答は、「小中学校の適正規模は、文科省でも、市の審議会の答申でも 12～18 クラスであり、文科省は 8 クラス以下の学校は統廃合を検討すべきとしているので、子供たちのためにも統廃合を進める」旨の発言に終始しています。

だがしかし、文科省も、「適正化の手引き 4 章の（1）（33 ページ）—学校統合を選択しない場合」として

1. 離島や山間部、豪雪地帯など、スクールバス等を導入しても安全安心な通学ができない場合。
2. 統廃合を行った後に、更なる児童生徒数が減少するなど、安定的に通学可能な範囲で更なる学校統廃合が難しい場合。
3. 同一市町村区域内の一つずつしか小・中学校がない場合、
4. 学校を当該地域コミュニティの存続や中核的施設と位置づけ、地域をあげてその充実を図ることを希望する場合。
5. 宅地開発や再開発に大規模マンション建設等により大幅な人口変動がくりかえされる事が見込まれる等、様々な地域事情により、当分の間、他の学校統合を検討することが困難な場合は統合を選択しないこともありうる。としています。

また、市の審議会答申は、適正規模を答申し、統廃合を進める場合の留意点を挙げてはいますが、適正化は住民の合意を得るなど慎重に進めるべきとし、適正化をすすめるべきとは述べていません。

説明会の質問では、「1966 年には、学校規模が小さい方が教育効果が上がるとする、コールマン報告が示された。また、WHO も、100 人を上回らない学校規模が望ましいとしている。適正な学校規模を 12～18 学級としているが、なぜ世界的な流れに逆行して進めているのか。

（12 月 4 日常盤小学校区説明会）」との質問に対し、「海外の事例から、小規模校が必然であるということだが、国において議論を重ねた結果、適正な学校規模は 12～18 学級という手引が策定されているように、国の制度のもとに公教育を運営している以上、岸和田市としても、その基準に基づき、適正規模を考える必要があると認識している。（12 月 4 日常盤小学校区説明会）」と回答しています。

この文科省の適正基準は、1958 年の「学校教育法施行規則」で、小中学校の学校規模（学級数）の標準を定め、そのうえで、「適正規模・適正配置などに関する手引き」を定めたもので、その後 1973 年と 2015 年に改訂をしていますが、適正規模に関しては、1958 年の 12～18 クラスのままと、64 年間も同じ数値を使っています。この間には、第二次ベビーブームがあり、

1970年代前後の児童生徒急増期を経て今日に至り、児童生徒減少が始まり、児童生徒減少はさらに40年は続くと言われる時代の真ただ中にもかかわらず変えてはいません。

小規模校は、文科省は11クラス以下の、1学年1クラスの学年がある状態と考えていますが、私たちはこの「1学年1クラス」の規模こそ今の、これからの時代にふさわしい規模だと考えます。

文科省が発表している、2020年度の「都道府県別学級数別学校数」での公立小学校数9291校のうち、5クラス以下（複式学級がある）学校は1884校(20.0%)、6から11クラスの（1クラスの学年がある）学校は2856校（30.8%）です。小規模校・複式学級のある学校は50.8%もあるのです。また一番多い学級数の学校は8クラス校で659校、500校を超える学校のクラス数は、8・11・5・4・14の順となっています。

H30年の福岡県田川市の資料では、

○学級数が少なくなることによる課題として、①クラス替えが全部又は一部の学年でできない。②クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。③加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい。④クラブ活動や部活動の種類が限定される。⑤運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる⑥男女比の偏りが生じやすい。⑦上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる。⑧体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。⑨班活動やグループ分けに制約が生じる。⑩協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる。⑫生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける。⑬児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。⑭教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる。

○複式学級となることによる課題として、①教員に特別な指導技術が求められる。②複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい。③単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある。④実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる。⑤兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある。

○教職員数が少なくなることによる課題として

①経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる。②教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある。③児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる。④チーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる。⑤教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない。⑥学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる。⑦平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる。⑧教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技

術の相互伝達がなされにくい。(学年会や教科会等が成立しない) ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある。

と、25項目に及ぶ課題をあげ、他方、

○小規模校のメリットとして、① 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。② 意見や感想を発表できる機会が多くなる。③ 様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。④ 複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる。⑤ 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える。⑥ 教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、ICT機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である。⑦ 異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。⑧ 地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい。⑨ 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。

とあります。小規模校には「デメリット」ではなく「課題」がある、取り組み方いかんによって克服できる「課題」があり、一方「メリット」はさらに伸ばせる事項です。

私たちは「課題」のうち「クラス替えができない」以外の「課題」は解消できると考えていますし、「クラス替え」も学級編成を「イエナプラン」のように複式学級に類する形態を行うなどにすれば、全校児童生徒が20人以下の極小規模校以外では可能となります。

移民の急増等、大きな社会的変化がなければ、今後も児童生徒減少が40年以上続くことが予想されている今こそ、この「適正規模」を見直し、WHOの言う「100人を上回らない学校規模が望ましい」規模へと「適正規模」の概念を変えるべきだと考えます。

最後に、山滝小中学校は小規模校での新設です。文科省の「学校統合を選択しない場合」には該当しないと考えられますので、市教委みずから「小規模校には多々の問題があるから統廃合する」との回答を否定していると考えます。

以上の論理に対する、委員会の見解をお尋ねいたします。

⑤「グローバルの時代にふさわしい、世界とともに競い合うための適正化」という

委員会の認識は正しいのですか。

「規模化の課題について挙げているが、むしろ良さが勝っていると考える。きめ細かな指導、一人ひとりの子どもを全校の教員が把握しているといったメリットがある。そういう学校をなくすことについて、何度説明を受けても疑問は変わらない。(12月2日天神山小学校説明会)」との質問に対して、「現在はこれまでの社会から大きく変化している。以前<sup>1</sup>は右肩上がりの経済成長が続く中、地域の中で経済が回り、地域の中で生計を立て、一生を過ごすことができた。現在は終身雇用制度も崩れ、先行きが不透明であり、また、世界と伍していかなければなら

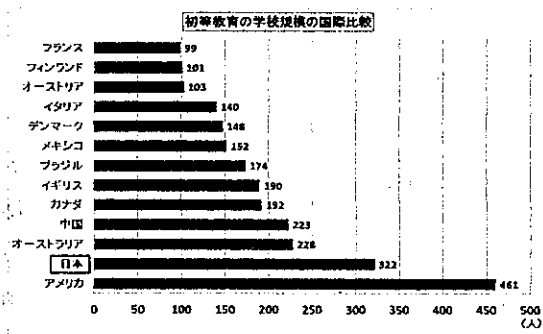
<sup>1</sup>ここでいう「以前」はまさか昭和の時代ではないでしょうね。日本経済史でいえば、平安中期以前の畿内か、鎌倉期以前の畿内以外地、室町後期以前の蝦夷地になるとが多数意見ですが。



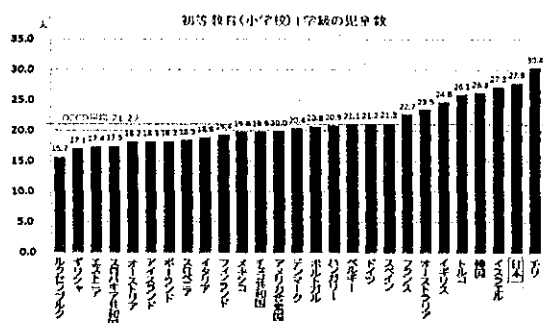
いグローバル化の進展が著しい社会となっている。その中で、これまでのような知識偏重の教育ではなく、多くの意見をともに交換し、新たな答えを見出していくことが必要であり、そのためには小規模校よりも、一定の集団規模が確保された学校の方が、集団での教育活動がしやすいという利点がある。よって、教育委員会としては、適正な学校規模を確保していくことが、より重要だと考えている（12月2日天神山小学校説明会）」と答弁しています。

だがここで言う、日本が「伍していかなければならない」世界のうちの「先進国」は、米・日・豪を除き、初等教育は100～200人程度。しかも1学年1学級でクラス替えがないのが一般的です。それに対して日本は、300人を超えています。他「先進国」の2～3倍もの規模なのです。

アメリカは、日本を越えています。学級規模は日本より小さく、また無理な学校統廃合で学校規模が拡大し、学校の荒廃が広がったことの反省から、現在では小さな学校の意義が見直されています。



図は「ユネスコ文化統計年鑑 1999」より作成



図は OECD「図表で見る教育 2013年版」より作成。

日本が400人を超える学校規模を続けて来た結果、どんどん世界の先進国の上位から中位に転落してきたのに、さらにその転落の道を急坂にしようとする、市教委や財務省の意図は亡国の政策以外の何物でもないと考えますが、委員会の見解をお尋ねいたします。

### ⑥小中一貫校は必要ですか。

次に小中一貫教育基本方針について検討します。

「基本方針」によると①「目的」は義務教育9年間の系統性と連続性に配慮した教育活動の展開。②「期待される効果」は「たしかな学力」の定着と向上、「中一ギャップ」の解消など。③「推進体制」は「岸和田市小中一貫教育推進会議」で幅広く議論。とあります。しかし、①は現在の「小中連携教育」で充分可能ですし、②で市内の小中学校で「たしかな学力が定着していない」とか、「中一ギャップ」の解消が困難である。という研究結果はあります、とは一回も回答されませんでした。そもそも「たしかな学力」とは「中一ギャップ」とは何か、と質問しても、市教委としての研究調査に基づく見解はありませんでした。③も教員だけで作られる会議で、住民の代表は入っていません。

結局、「小中間の教員の移動や会議がスムーズに行うことが出来る」等という教員側の論理だけで、児童・生徒にとっての優位性は明らかに示し得なかったと考えます。だから、「小中一貫

校を作るための一貫教育基本方針」ではないかとの疑念を否定し得ない方針であると考えます。

また、小中一貫モデル校の葛城及び山滝の図面を見ると、既成の中学校校舎を一部改築するだけで、山滝では0才から15才まで、葛城も6才から15才までを詰め込むだけの、「バラ色」に見せることすらしない・できない、ブラックホールを作るだけのプランです。

参考までに、城東小学校説明会で、「小中一貫校のイメージがつきにくい。視察へ行った際に良いところを聞いてきたということだが、具体的にどこの自治体の、どの学校を視察したのか教えてほしい。」との質問に対して「具体的には、和泉市の南松尾はつが野学園、羽曳野市のはびきの埴生学園、兵庫県姫路市の白鷺小中学校を視察した。」と答弁しています。「和泉市の南松尾はつが野学園」は小学校2クラス×6・中学校1クラス×3で、グラウンドは2つ、「はびきの埴生学園」は2クラス×9で体育館は2つあり、「姫路市白鷺小中学校」は小3クラス×6・中3クラス×3の学校で敷地は広く、体育館も2つあり、低学年用の中庭もあり、葛城小中学校と同程度なのは「姫路市白鷺小中学校」だけであり、同校は姫路城に隣接する都市中核地域学校です。またこども園などを同一敷地内に併設しているのは、「大阪で最初」と言う「はびきの埴生学園」だけですが、同園は校舎と園舎が背中合わせで、校庭と園庭は別になっています。

さて、質問ですが、岸和田市の小中連携教育では、「たしかな学力を定着しえない」とか、「中一ギャップ」の解消が困難である。という研究結果があるのでしょうか。お教えてください。

⑦財務省の市有不動産の面積を3割減らせと言う攻撃にどう対処されるのでしょうか。

この攻撃は、地方自治の精神にそぐわない不当な攻撃だと考えますが、小規模校の存続を続けるデメリットとして、「適正規模校」より費用＝税金がかかることがあります。税金は市当局の独占物ではなく、私たちのために使われるべきお金です。委員会は12月10日の山直北小学校説明会での「子どもの未来に投資するものなので金額は決められないと思うが、この取組にはどれくらいのお金がかかるのか。」との質問に対して、「この計（案）が仮に進んだ場合、学校が閉校となることから、年間約1億円のランニングコストが縮減されると見込んでいる。また、学校が残っていた場合にかかる見込みであった維持修繕費用も不要となる。校舎の建替及び改修に際しては費用がかかるが、校舎のレイアウト等は今後決定する事項であり、協議の中で、教育のさらなる充実のために必要な設備が出てくる可能性もあるため、現時点で具体的な費用の算出は困難である。」と答弁しています。統廃合にかかる市の費用は試算では20～30億円といわれていますから、一時的には支出の方が圧倒的に多く、その後のランニングコストも通学バス(1台700～800万円)等の費用が掛かりますが、25年50年単位でみた場合、改築費用等を考えれば統廃合の方が安くなるでしょう。市税は私たちの負担ですから、少ない方が良いことは事実です。

でも財務省の攻撃は、費用の問題ではなく「市の財産を減らせ、そのためには学校を含む建築物を減らせ」と言ってきているのですから、自公政権の方針が変わらない限り続でしょう。

闘い続けるか、小手先の対処で政治情勢が変わるのを実現するか、になります。小手の対処で思い浮かぶのは、「減築」と「市有財産の住民への払い下げ」です。例えば学校体育館を10円程度で連合町会などに売却し、維持管理費用を市が全額補助金として負担すれば、帳簿上は市財産が減ることになります。小手先の対処ですが、委員会は「住の反対を無視して売却はしない」と言い続けていますから、このことに類する検討はしていると考えますが、委員会はどうかお考えでしょうか。

⑧141の文書での質問・意見についての回答の中で、「山直南の中学校区見直しと、児数増の可能性について、検討する」と記述しています。確認いたしますが、検討されているのですね。

⑨市街化調整区域の見直し要望が出ています。和泉市と貝塚市は外環状線まで市街化区域であるのに岸和田市は水道道までなので、山直南校区や修斎校区は住宅開発ができないので、「市街化区域にして住宅を増やして、子どもを増やせ」という、要望です。委員会は「市長部局に伝えます。」と回答されていますが、市長部局の回答はいかがでしたか。

⑩「小中一貫教育は全市的提案です」というなら、なぜ、残る6中学校区で説明会をしないのでしょうか。

⑪ 仮称「山滝小中一貫校」のグラウンド面積が狭いのではないか

との追加質問に対し、2022年2月1日に「グラウンド面積について、施設一体型小中一貫校としての国基準はありません。よって、施設一体型小中一貫校における運動場の基準面積の考え方について文科省に確認したところ、小・中を合計するのではなく、それぞれの設置基準を満たしていればよいという見解を伺っており、(仮称)山滝小中一貫校においては、この基準を満たしています。」と回答されました。

つまり、「幼・小・中の設置基準を合計したものより狭いが、文科省が良いと言っているから勘弁していただきたい。」との回答だと考えますが、葛城小中学校もグラウンド面積が同様に狭いけど、勘弁して」と考えているのですね。お答えください。

⑫ シミュレーションの誤魔化しが2点あると考えます。

1. 答申の適正な12学級の児童数の目安は標準学級365人以上ではなく、実人数250人以上です。実人数250人以上を標準学級人数に当てはまると、岸和田市の障害児と考える割合は15%弱ですから288人以上、多い学校のことを考えても300人以上と考えますが、365人以上の根拠をお尋ねします。

2. 学級数見込みとしてR8年度以降も35人学級を想定していますが、文科省でさえR8年度以降は30人学級を内々に想定<sup>2</sup>しています。国に30人学級を要請しているといいながら、その要請に基づかない理由は何なのでしょう。教えてください。

⑬ 「学校規模の大小と、学力テスト結果の高低における相関性は、岸和田市においてはみられないが、学校ごとの具体的な学力や、いじめ等問題行動の数については、公表が困難であり、ご理解願う。(11月28日山直南小説明会)」に類する回答をいくつかの説明会で繰り返していましたが、「岸和田市内でもっとも小規模な学校は、山滝小学校と東葛城小学校だが、この2校における全国学力テストの結果が、全国平均より高いか低い、また全国トップといわれる秋田県と比較してどうかを教えてください。(12月3日山滝中学校説明会)」との質問に対し、「全国学力テストの結果について、個々の学校における結果は公表していない。なお、岸和田市全体の結果については、ホームページに公開している。」と2校に関する質問に対しては、「学校規模の大小と、学力テスト結果の高低における相関性は、岸和田市においてはみられない」とは言われなかった、この答弁は正確である、と考えてよろしいですね。

<sup>2</sup> 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の概要—2.概要(3)その他(検討規定) 政府は、公立の義務教育諸学校における教育水準の維持向上のためには、学級規模及び教職員の配置の適正化を図ることに加え、多様な知識又は経験を有する質の高い教員が教育を行うとともに、教員以外の教育活動を支援する人材(外部人材)を活用することが重要であることに鑑み、令和3年改正法の施行後速やかに、学級編制の標準となる数の引下げが学力の育成その他の公立の義務教育諸学校における教育活動に与える影響及び外部人材の活用効果に関する実証的な研究を行うとともに、教員の免許に関する制度その他教員の資質の保持及び向上に関する制度の在り方について検討を行い、それらの結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。 (令和3年改正法附則第3条) / 令和3年4月1日